

別紙様式第 10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当部課の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額(税別) | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項(備考) |
|------------------------------|----------------------------------|-----------------|---|-----------------|---|--------------|
| 本館屋上防水 外壁タイル打診調査 | 業務部 総務管理課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30 | 令和 4 年 6 月 22 日 | (株)大林組 大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 32 号 | 5,900,000 円 | 契約業者は当該建物の元施工業者であり、適切な施工を行うための資材・技術・知識を唯一有しているため。日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |
| ファンコイルユニット 冷温水モーターバルブ交換工事 | 業務部 総務管理課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30 | 令和 4 年 7 月 1 日 | (株)大気社 大阪市北区堂島浜 1 丁目 2 番 1 号 | 14,860,000 円 | 契約業者は各空調の保守業者であり、適切に整備を行うために必要な知識・技術を唯一有しているため。日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |
| 建築設備定期検査 報告業務 | 業務部 総務管理課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町 5-30 | 令和 4 年 7 月 14 日 | 明和電気防災 設備(株) 大阪府八尾市佐堂町 1 丁目 1 番 4 号 | 3,710,000 円 | 契約業者は検査の実施から当局への報告までの一連の業務を一括で行うのに必要な資格・人員・知識を備えており、且つ医療施設における業務実績も豊富であり、当事業を迅速且つ適切に実施することができる業者であるため。日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |

| | | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|-----------|-----------------------------------|-------------|--|--|
| 東館地下1階 倉庫1 ファンコイルユニ ット取替工事 | 業務部 総務管理課 大阪市天王寺区 筆ヶ崎町 5-30 | 令和4年7月27日 | (株)大気社 大阪市北区堂島 浜1丁目2番1 号 | 1,250,000 円 | 契約業者は各空調の保守業者であり、適切に整備を行うために必要な知識・技術を唯一有しているため。日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定による。 | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|-----------|-----------------------------------|-------------|--|--|

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

| 物品等又は役務の名称及び数量 | 随意契約担当部署の名称及び所在地 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手の氏名及び住所 | 随意契約に係る契約金額（税別） | 随意契約によることとした理由 | その他必要な事項（備考） |
|-----------------------|---------------------------|------------|-------------------------------|-----------------|--|--------------|
| オリンパス内視鏡システムの症例単価払い契約 | 経理部管財課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30 | 令和4年6月27日 | ティーメディクス(株) 東京都新宿区西新宿2-3-1 | 9,286,200 | VPP症例単価プログラムを提供する唯一の会社であるため。日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定に該当するので随意契約とする。 | |
| FortiGateシステム 一式 | 経理部管財課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30 | 令和4年7月1日 | 株式会社近畿情報産業 大阪市西区北堀1-1-27 | 10,940,000 | 当院のUTMシステムのベンダーであり、当該ネットワーク環境の詳細な情報について熟知・精通しており、システムを安全・確実にサポートできる唯一の業者であるため。日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定に該当するので随意契約とする。 | |
| 手動式温冷配膳車32膳×12台 | 経理部管財課 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30 | 令和4年7月28日 | 株式会社アイエス 京都府相楽群精華町精華台7-4-3 | 17,400,000 | 当該機器の製造販売業元であり、当院仕様にカスタマイズした製品を最も適切に製造販売できる企業である。日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」の規定に該当するので随意契約とする。 | |

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。